

よくわかる！

調停手続き説明会

～ 仙台家庭裁判所の書記官に聞こう～

参加無料



「調停」とは
話し合いによって
問題の解決を図る手続きです。
調停委員がお互いの言い分や
気持ちを十分に聴いて
調停を進めていきます。

この説明会では、
離婚や養育費などの
「調停」のしくみや
手続き方法、流れについて
仙台家庭裁判所の書記官が
わかりやすくお伝えします。

日時

令和 8 年 11 月 12 日(木)
9:30～11:30

会場

エル・ソーラ仙台
(アエル 29F)

申込

10/7 (水)

午前 9 時より受付開始

電話またはHPから

お申し込みください

先着順 定員 16 名

対象

母子家庭の母、寡婦（*）、
現在離婚を考えている子育て中の女性

*寡婦とは、かつて母子家庭の母で
あって、お子さんが全員 20 歳に達し
現在も配偶者のいない方

託児

11/4 (水) まで要申込／無料
先着順／6 か月～小学 1 年生

しょうがいのあるお子さんや
小学 2 年生以上のきょうだいが
いる場合はご相談ください

調停に同席できるのはどんな人？

相手と会わずに調停できる？

調停ではどのようなことを聞かれる？



申込・問合せ

仙台市母子家庭相談支援センター TEL 022-212-4322

【受付時間】火曜 11:00～19:00 水曜～土曜 9:00～17:00

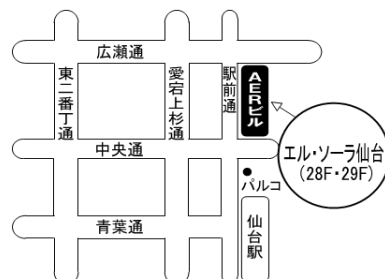
(祝日及びエル・ソーラ仙台休館日を除く)

仙台市青葉区中央 1-3-1 AER(アエル) 29F (エル・ソーラ仙台内)

<https://www.sendai-el.jp/>

※お申し込みの際にいただいた個人情報は、この事業でのみ使用します。

主催： 仙台市 ・ (公財) せんだい男女共同参画財団



養育費のこと…

仙台市母子家庭相談支援センターで

相談してみませんか？

● 養育費相談

養育費の取り決め方法や相手への請求の仕方、親子交流…どんな小さな心配事でもご相談ください。
女性相談員（養育費専門相談員）が個別にお話をお聞きします。（要予約・60分）

法律相談の事前相談として、問題の状況を整理し、弁護士に質問する要点をまとめることもできます。

養育費保証契約保証料補助

新たに保証会社と養育費保証契約を結ぶ際に
必要な保証料を補助する制度

養育費に関する 公正証書等作成促進補助

養育費の取り決めのための公正証書等作成費用や
家庭裁判所への調停申立て費用等を補助する制度

裁判外紛争解決手続（ADR）費用補助

養育費の取り決めのために裁判外紛争手続き利用し
た際に支払った費用を補助する制度

● 法律相談

法的な解決方法について、弁護士に相談できます。
（要予約・30分）※事前に養育費相談が必要です。

● 同行支援

裁判所や公証役場などへの問い合わせや事前相談、裁判所への調停等の
申し立て手続きに行くときに女性支援員が同行します。
※事前に養育費相談が必要です。

